

平成30年度沖縄県民の森に係る指定管理者制度運用委員会について  
(平成29年度指定管理者制度モニタリング検証結果)

- 1 開催日時： 平成30年7月10日(火) 10:30~11:30
- 2 開催場所： 沖縄県庁9階 第4会議室
- 3 委員の出席状況： 委員4名中、4名出席  
(委員長) 国立大学法人琉球大学准教授 木島真志  
(委員) 株式会社CSDコンサルタンツ代表取締役社長 西里 喜明  
(委員) トロピカル・グリーン設計デザイン課営業係長 樋口 純一郎  
(委員) 沖縄科学技術大学院大学スタッフサイエンティスト 吉村 正志
- 4 検証事項： 「沖縄県民の森」の平成29年度実績に基づくモニタリング結果の検証について
- 5 検証内容
  - 1) 指定管理者及び県が実施するモニタリングは適正になされているか
  - 2) 指定管理者に対する県の指導・助言は適切に行われているか
  - 3) 利用者アンケートや苦情に対する指定管理者や県の対応は適切に行われているか
- 6 検証方法
  - 1) 事務局(森林管理課)によるモニタリング実施結果の報告
  - 2) 質疑・意見(各委員からの質疑等に対し、事務局及び指定管理者から回答)
- 7 議事の概要(主な意見)

沖縄県民の森のモニタリングについて、大きな指摘は無かった。

  - 1) 利用者の推進について
    - 個人利用者の属性を把握し、効果的な広告を打つなど、ベースとなる利用者の獲得をはかるべき。
    - 条例上、冬期(12月~3月)のキャンプができないことになっているが、観光の自由度を確保するためにも、利用者のニーズを把握し条例を改正したほうがよいのではないか。
    - 観光客をターゲットにするなら、webによるプロモーションを図るべき。(特にイベントの告知等)
    - 当公園の森林は、やんばる地域の南端に位置し、生物多様性を維持するうえでも貴重な森である。
  - 2) 運営について
    - アンケートの数が少なすぎるため、利用者全体の意見を反映しているとはいえない。アンケートを答える人は、要望が強い人が多いなど意見が偏っている。業務にアンケート調査も加え、利用者全体のデータを集積するべき。
    - 稼働率は日数ではなく、利用率で把握を行い分析する必要がある。
    - パンフレットの中身について、イラストにしても良いと思う。

## 平成29年度 沖縄県民の森指定管理者 モニタリングシート

## I. 履行確認

## 1. 維持管理業務

## (1) 清掃

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
〈日常清掃〉 ・園内の利用頻度の多い場所を巡回し、紙くず、空き缶等の不法投棄物を速やかに除去する。 ・トイレは1日3回以上巡回点検し清潔な環境を保つように努める。	○		・休園日を除き1名の清掃員が実施。 ・建物内のトイレについては各施設担当者による清掃を実施。	報告書、現場写真及び現場視察時に随時実施確認。仕様書に従い適切に実施。	事業計画のとおり実施されている。	園内の美化を保つため、適正に対応している。
〈定期清掃〉 ・園内の清掃については、巡回による清掃と定期的に行う清掃により衛生的な環境を保持するとともに、美観の保持に努める。	○		・側溝等の枯れ葉除去等を清掃員及び作業員により実施。			

## (2) 保守・点検

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
貯水槽清掃及び検査 1回/年		○	簡易水質検査を実施。	報告書、現場写真及び現場視察時に随時実施確認。 保健所による検査で、パイプの腐食及び貯水槽内の清掃が必要と指摘があった。	事業計画のとおり実施されている。	指摘を受けて、直後に清掃及びパイプの取り替えを実施したことを確認した。
浄化槽維持管理 2回/月		○	専門業者に委託し、法定点検を行った。	報告書、現場写真及び現場視察時に随時実施確認。 特に問題なし	事業計画のとおり実施されている。	特になし
ガス点検 適宜		○	職員による点検を日常的に行った。	報告書、現場写真及び現場視察時に随時実施確認。 特に問題なし	事業計画のとおり実施されている。	特になし
消防用設備点検 2回/年		○	消防用設備点検について、専門業者に委託し、法定点検を行った。	報告書、現場写真及び現場視察時に随時実施確認。 特に問題なし	事業計画のとおり実施されている。	特になし

## (3) 保安・警備

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
電気保安業務 1回/月		○	専門業者に委託し、法定点検を行った。	報告書、現場写真及び現場視察時に随時実施確認。特に問題なし	事業計画のとおり実施されている。	特になし
施設における機械警備 通年		○	施設に警報器等を設置し警備を専門業者に委託し、適切な防犯対策を行った。	報告書、現場写真及び現場視察時に随時実施確認。特に問題なし	事業計画のとおり実施されている。	特になし
夜間(常駐)警備 8ヶ月		○	キャンプ場の宿泊利用期間中(4月~11月)における夜間警備を専門業者に委託し、適切な防犯対策を行った。	報告書、現場写真及び現場視察時に随時実施確認。特に問題なし	事業計画のとおり実施されている。	特になし

## (4) 小規模修繕

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
修繕費 850,000円		○	指定管理者の責任の範疇で、必要に応じて適切に行った。 実績： 1,408,035円	基本協定第18条に基づき、施設・設備・備品の小規模修繕(目安：1件1修繕30万円未満)については指定管理者が行う。しかしながら、経年劣化が著しい施設においては、備品の更新等も含め指定管理者の負担が年々大きくなっている。	修繕費について見ると実績額が事業計画額を大きく上回り、指定管理者の修繕費負担が増加している。	開園から30年が経過し施設の老朽化が著しい県民の森においては、今後の公園のあり方等を見直した上で、「沖縄県公共施設等総合管理計画」に基づき施設の中長期保全計画を策定し、施設の長寿命化を図っていく。 また、修繕料を県で予算化し、大規模な修繕については、県が積極的に修繕を行っている。

## (5) 備品購入

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
備品購入費 80,000円	○		指定管理費で 購入した備品 は特に無し。 実績：0円	購入実績なし	施設の経年劣化 が著しく、利用 者の安全確保の ため施設修繕を 優先して行っ ている。	当初計画とは異なる が、利用者の安全確保 を優先し、修繕料へ流 用して執行した。 修繕料を県で予算化 し、大規模な修繕につ いては、県が積極的に 修繕を行うことで改善 を図っていく。

## (6) 防犯・防災対策

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
公園利用者及び職 員の安全管理、施 設の適正な維持、 園内の秩序を図 る。 ・連絡体制の図示 し張り出す ・危険箇所を立て 札等を設置する ・焚き火を禁止す る ・消火器等を点検 する ・農薬、燃料を適 正に保管する 等	○		危機管理マ ニュアルを策 定し、適切に 運用した。 ・連絡体制図 を各窓口に掲 示した ・危険箇所に 立て札等を設 置した ・消火器等を 点検した ・備品等は、 定期的に数量 や状態の確認 を行い、所定 の場所で適切 に管理した。	報告書、現場写真及 び現場視察時に随時 実施確認。特に問題 なし	事業計画のとおり 実施されている。	特になし

## (7) 料金徴収業務

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
利用料金等を徴収 する総合案内棟、 用具貸出し棟、森 林学習展示館に人 員を配置し、施設 及び用具の適切な 使用方法を説明・ 指導する。	○		・各施設に人 員を配置し、 来園者へのパ ンフレット配 布や用具の説 明等を実施。 ・料金徴収フ ロー図を作成 し、各施設に 備え付けて対 応した。	報告書、現場写真及 び現場視察時に随時 実施確認。 外国語表記も行われ ており、適切に管理 されている。	事業計画のとおり 実施されている。	特になし

## (8) 植栽管理

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
統括責任者は、作業員に対して作業箇所や作業方法等を十分に説明し、作業にあたらせる。また、機械類は、始業点検・整備を確実にし、作業効率の向上のほか、危険防止に努める。なお、作業を行う上で発生した剪定枝等は処理業者に委託するなど法令に従い適切に処理する。	○		・公園管理責任者及び作業員4名により仕様書を基準にし、必要に応じて適宜実施。	報告書、現場写真及び現場視察時に随時実施確認。 特に問題なし	事業計画のとおり実施されている。	特になし

※維持管理業務については、必要に応じて項目を追加して記入して下さい。

## 2. 運営業務

## (1) 利用実績

## 1) 利用者数

		事業計画 (前年度実績)	実績	整合性の検証 (計画達成率 %)	業務改善に向けた分析
利用者数	個人利用者数	157,125	151,412	96.4	年々減少している状況であるため、広報活動を行い、利用者の増加を目指す
	団体利用者数	13,714	13,543	98.8	年々減少している状況であるため、広報活動を行い、利用者の増加を目指す
	教室・イベント参加者数	1,372	4,517	329.2	イベント等の効果により、集客ができてきているため、今後も継続していく。

## 2) 施設稼働率

施設名 ※稼働率=使用率=使用日/使用 可能日数		実績			整合性の検証 (計画達成率 %) ※事業計画において設 定していないため	業務改善に 向けた分析
		使用日数	使用可 能日数	使用率 %		
①平日稼 働率	シャワー室	24	195	12.3	—	・学校などの団 体利用を増やす ため、施設の多 様な活用方法を 提示し周知を行 う。 ・増加傾向にあ るブライダルの 撮影やロケ地と しての活用を促 進するなど、広 場等の使用日数 を増やす。
	キャンプ場	130	195	66.7	—	
	パークゴルフ場	91	195	46.7	—	
	グラウンドゴルフ場 (スポーツ広場)	21	195	10.8	—	
	中央広場	130	195	66.7	—	
	研修室 (森林学習展示館内)	42	195	21.5	—	
②土日祝 日稼働率	シャワー室	79	118	66.9	—	・オフシーズンの 日帰りキャン プ利用が増加し ているため、今 後も周知を行っ ていく。
	キャンプ場	97	118	82.2	—	
	パークゴルフ場	88	118	74.6	—	
	グラウンドゴルフ場 (スポーツ広場)	25	118	21.2	—	
	中央広場	61	118	51.7	—	
	研修室 (森林学習展示館内)	13	118	11.0	—	
①②合計	シャワー室	103	313	32.9	—	・前年度と比較 して、施設の利用 は増加傾向にあ る。 ・イベントでの 会場利用が増加 しているため、 今後もイベント を誘致し、集客 及び施設の周知 を図る。
	キャンプ場	227	313	72.5	—	
	パークゴルフ場	179	313	57.2	—	
	グラウンドゴルフ場 (スポーツ広場)	46	313	14.7	—	
	中央広場	191	313	61.0	—	
	研修室 (森林学習展示館内)	55	313	17.6	—	

## 3) 教室・イベント等参加者実績 (自主事業)

	内容	事業計画	実績	整合性の検証 (計画達成率 %)	業務改善に向けた分析
教室	親子で自然を観察しよう	平成29年9月	—	0	事業計画に基づき、計画どおり事業を実施する必要がある。
	ネイチャーゲーム	平成29年8月	—	0	
	どんぐりのクラフト教室	平成29年11月	平成29年10月15日(日)に実施 1回	100%	特になし
イベント	コーディネート業務	2回/年	平成29年11月18日～19日 平成29年11月23日～25日 平成29年12月9日～10日 3回実施	150%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画に基づき、計画的に事業を実施する必要がある。</li> <li>・イベント等のコーディネート業務を新規に実施し、イベントを誘致している。</li> </ul>
	親子でどんぐり染め体験	新規	平成29年8月27日(日)	100%	
	どんぐりの森を作ろう	新規	平成29年11月23日(木)	100%	
	県民の森木炭作成・学習	2回/年	平成29年8月11日(金) 1回実施	50%	
	沖縄県県民の森グラウンドゴルフ大会	平成29年5月下旬～6月、2月 2回	平成29年6月4日(日) 平成30年2月4日(日) 2回実施	100%	特になし
	県民の森きずな駅伝大会	平成29年11月～12月 1回	平成29年12月16日(土) 1回実施	100%	特になし

## (2) 運営企画

事業計画	実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	(事業報告書)	(現地確認)		
〈開園日数〉 県民の森の休園日は、沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例第8条の規定によることとする。	沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例第8条の規定のとおり実施した。	報告書、現場写真及び現場視察時に随時実施確認。 特に問題なし	事業計画のとおり実施されている。	特になし
〈開園時間〉 県民の森の開園時間は、沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例第9条の規定によることとする。	沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例第9条の規定のとおり実施した。	報告書、現場写真及び現場視察時に随時実施確認。 特に問題なし	事業計画のとおり実施されている。	特になし

## (3) 受付・接客

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入園者に対し、パンフレット等の配布と各施設の利用案内を行う。</li> <li>・用具の使用方法を説明し、指導する。</li> <li>・来館者に対して必要とする場合は、学習指導を行う。</li> </ul>	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画に基づき各施設担当者により実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用案内等は概ね適切に行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導等の案内体制は十分とは言えない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は学習指導体制を整えるため、従業員を育成する体制が必要である。</li> </ul>

## (4) 広報

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷製本費(リーフレット発注費等) 110,000円</li> <li>・広告費(新聞広告、看板等) 80,000円</li> </ul>	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントのチラシやポスターを作成し、新聞への掲載(無料)各自治体や関係機関等に配布し周知を図った。</li> <li>・パンフレットを作成し、常時県民の森で配布できるよう対応した。</li> </ul> H29実績：226,536円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレットの増刷をし、広報活動を行っている。しかし、写真等内容が古く一部更新が必要。</li> </ul>	施設の顔となるパンフレットのデザインや写真が古く魅力に欠ける。	パンフレットの内容及びデザインの更新を行う必要がある。

## (5) 情報管理

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
個人情報の保護に関する法律及び条例に基づき、必要な措置を行う。	○		個人情報保護に関するマニュアルを策定し、職員に周知するとともに各案内窓口に掲示している。	報告書、現場写真及び現場視察時に随時実施確認。特に問題なし	事業計画のとおり実施されている。	特になし



## 3. 自主事業 ※イベント等については、「3) 教室・イベント等参加者実績(自主事業)」において記載

事業計画	実施主体 (該当者に○印)		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
自動販売機の設置 収入 200,000円	○		収入395,958円	報告書、現場写真及び現場視察時に随時実施確認。	事業計画より収入実績が2倍近く増額している。	次年度計画へ反映させる必要がある。
備品貸出収入 200,000円	○		備品貸出し 収入223,000円	報告書、現場写真及び現場視察時に随時実施確認。 特に問題なし	事業計画のとおり実施されている。	特になし

## Ⅱ. サービスの質の評価

評価項目	第三者（利用者等）評価	指定管理者自己評価	業務改善に向けた分析
維持管理業務 施設・設備管理	<p>〈平均満足度〉 良い77%、普通5%、悪い9% (無回答又は不明な回答 9%)</p> <p>〈改善要望〉 ・歩道の樹木の根がアスファルトを起こし歩きづらいとの意見があった。 ・トイレが臭うのでどうにかして欲しい。</p>	<p>・シャワー室等清掃が行き届いていること、芝生の管理については良い意見を頂いた。 ・総合案内棟のトイレ詰まりやすい状況により異臭が生じた際には注意書きと委託業者に依頼し常に改善対応した。</p>	<p>・指定管理者における自助努力を続けつつ、予算措置が必要なものに関しては県と十分に情報共有し対応について検討する。</p> <p>・開園から30年が経過し施設の老朽化が著しい県民の森においては、利用者の要望を踏まえ、今後の公園のあり方等を見直し、施設の更新等を検討していく。</p>
運営業務 接客対応	<p>〈平均満足度〉 良い68%、普通18%、悪い0% (無回答又は不明な回答 14%)</p> <p>〈改善要望〉 特になし</p>	<p>・電話対応はじめ来園した方にもパンフレット等、ビジターセンターの利用や窓口等での対応を行った。 ・利用者への挨拶も適切に行った。</p>	特になし
施設・設備	<p>〈平均満足度〉 良い55%、普通23%、悪い5% (無回答又は不明な回答 14%)</p> <p>〈改善要望〉 ・小さな子供向け遊具が欲しい。 ・シャワー室を増やして欲しい。 ・広場にある歌碑、銅像等の説明が欲しい。 ・自転車コースの上り坂、下り坂減らして欲しい。 ・滑り台がない。</p>	<p>・お客様の意見や要望については、対応可能なものについて、必要に応じて改善を図った。</p>	<p>・開園から30年が経過し施設の老朽化が著しい県民の森においては、利用者の要望を踏まえ、今後の公園のあり方等を見直し、施設の更新等を検討していく。</p>
利用条件	<p>〈平均満足度〉 良い64%、普通9%、悪い14% (無回答又は不明な回答 14%)</p> <p>〈改善要望〉 ・冬場もキャンプ利用をできるようにして欲しい。</p>	<p>・要望等については、検討していきたい。</p>	<p>・利用者のニーズを把握し、類似施設の状況も踏まえ、対応を検討していく。</p>
教室・イベント ※自主事業	<p>〈平均満足度〉 ※アンケート等を実施しなかった。</p> <p>〈改善要望〉 —</p>	<p>・どんぐりクラフト作り実施できたことは良かった。 ・計画していた自然観察など実施できないものもあったので、計画の見直しが必要。</p>	<p>・計画的に事業を実施し、周知を図っていく。</p> <p>・アンケート等を実施し参加者の評価やニーズ等を把握する必要がある。 ※平成30年度から実施している。</p>

自主事業	<p>〈平均満足度〉 良い97%、普通3%、悪い0%</p> <p>〈改善要望〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登山、溪流散策イベントの充実。</li> <li>・子供が参加しやすい山にちなんだイベントの充実。</li> <li>・展示会等のイベントの充実。</li> <li>・農産物等連携したイベントの充実。</li> <li>・幼児が参加できるイベントがあると嬉しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンドゴルフ大会を2回開催。</li> <li>・親子で炭焼き体験、新規のどんぐり染め体験、どんぐりの森を作ろう等が実施できたことは良かった。</li> <li>・きずな駅伝大会については、参加増に努力が必要。</li> <li>・コーディネート業務受け入れ大型イベントが開催されたことは良かった。今後も利用者増につながるよう取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後もアンケート等を実施し、利用者の評価やニーズ等を把握する必要がある。</li> </ul>				
総合評価	<p>〈平均満足度〉 良い75%、普通11%、悪い5% (無回答又は不明な回答 9%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度に比べ接客対応のポイントが改善した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート用紙を記入しやすく改善しながら広く意見要望等をしっかり把握し改善しながら利用増に取り組む。また、自主事業の取組方について検討していく。</li> </ul>	<p>回収したアンケート数はわずかであり、利用者の満足度等を正確に計れているとは言えない。次年度よりアンケート調査の方法について改善を図る必要がある。</p> <p><b>【アンケート回収状況】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>維持管理等</td> <td>22件</td> </tr> <tr> <td>自主事業</td> <td>31件</td> </tr> </table>	維持管理等	22件	自主事業	31件
維持管理等	22件						
自主事業	31件						

※評価項目については、施設の態様に応じて適宜設定して下さい。

## III. サービスの安定性評価

## 1. 事業収入

## (1) 収入

収入項目		事業計画	H29実績	計画比 (%)	特記事項
利用料金収入	シャワー室	4,000,000	294,200	98.2	
	キャンプ場		1,920,825		
	テニスコート		0		使用不能のため実績なし
	パークゴルフ場		480,800		
	グラウンドゴルフ場		28,800		
	広場		274,200		
	研修室		100,500		
	テント		271,500		
	自転車		287,700		
	草スキー		9,450		
	テニス用具		0		テニスコートが使用不能のため
	グラウンドゴルフ用具		62,920		
	パークゴルフ用具		198,700		
計	4,000,000	3,929,595	98.2		
指定管理料	22,588,000	22,588,000	100.0		
自主事業収入	電気使用料 (NTTドコモ)	92,000	113,016	122.8	
	自動販売機	200,000	395,958	198.0	
	備品貸出し	200,000	223,000	111.5	
	イベント	366,000	695,114	189.9	
計	858,000	1,427,088	166.3		
合計 (A)	27,446,000	27,944,683	101.8		
〈現状分析・課題〉					
収入のうち、利用料金収入は計画値に近いが、自動販売機収入は大幅に上回っているため、次年度の事業計画へ反映させる必要があると考えられる。					

## (2) 支出

支出項目	事業計画	H29実績	計画比 (%)	特記事項
人件費	17,965,000	18,861,751	105.0	
修繕費	850,000	1,408,035	165.7	施設老朽化による修繕料の増
委託業務費	3,735,880	3,781,760	101.2	設備管理、保安警備、廃棄物処理等
備品購入費	80,000	0	0.0	
消耗品費	250,000	230,968	92.4	
印刷製本費	300,000	226,536	75.5	
役務費	599,120	455,114	76.0	
光熱水費	2,330,000	2,500,868	107.3	
燃料費	430,000	498,145	115.8	
使用料及び賃借料	140,000	357,696	255.5	軽トラリースによる増
自主事業費（イベント）	766,000	283,585	37.0	イベント年間7回
合計（B）	27,446,000	28,604,458	104.2	
<p>〈現状分析・課題〉</p> <p>・概ね計画値範囲内の実績となっており、良好な執行計画であると言えるが、修繕費が大幅に上回っており、施設の老朽化に伴い、指定管理者の修繕費負担が増加している。</p> <p>→開園から30年が経過し、施設の老朽化が目立つため、今後の公園のあり方等を見直した上で、備品の更新等を検討する必要がある。</p>				

## 2. 経営分析指標

評価指標	事業計画	H29実績	計画比 (%)	特記事項
事業収支 (C) (収入(A)-支出(B))	0	-659,775	0.0	
利用料金比率 (利用料金収入/収入(A))	15%	14%	96.5	
人件費比率 (人件費/支出(B))	65%	66%	100.7	
外部委託費比率 (外部委託費合計/支出(B))	14%	13%	97.1	委託費(設備管理費、保安警備費、廃棄物処理費の合計)
利用者あたり管理コスト (支出(B)/利用者数)	¥160	¥169	105.4	利用者数 169,472人
利用者あたり自治体負担コスト (指定管理料/利用者数)	¥133	¥133	—	
<p>〈現状分析・課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業収支について、計画に対し実績が下回っているため、収支バランスを見直す必要がある。</li> <li>・修繕費が大幅に計画を上回っており、指定管理者の負担が増加しているため、大規模修繕については、県が予算化し積極的に修繕を行っていく必要がある。</li> <li>・現在の管理費は利用料金による比率が14%と低く、今後は平日及びオフシーズンの利用者増加による利用料金収入増を図る必要がある。また、積極的に自主事業を実施し、集客及び収入増を図る必要がある。</li> </ul>				

## ※経営分析指標の評価の考え方

評価指標	計算方法	評価の考え方
事業収支	収入-支出	事業収支がマイナスの場合、継続性の面で課題となるため、県、指定管理者で協力して黒字化のための方策を協議する必要がある。
利用料金比率	利用料金収入/収入	指定管理者の主な収入源がどこにあり、それが安定したものであるのかを確認する。
人件費比率	人件費/支出	支出の中で人件費が減らされすぎていないか、それにより効率が低下していないかを確認する。
外部委託費比率	外部委託費合計/支出	外部委託に過度にシフトしていないかを確認する。
利用者あたり管理コスト	支出/利用者数	1人あたりの利用者に対してどれだけのコストが費やされているか。コストが少なくても利用者が少ない、あるいは利用者は多いがコストがかかっているなど、前年度との比較、類似施設との比較により、当該施設の効率性を確認する。
利用者あたり自治体負担コスト	指定管理料/利用者数	1人あたりの利用者に対してどれだけの県による財政負担がなされているか。前年度との比較、類似施設との比較により、当該施設の効率性を確認する。

## 労働条件等自主点検表

施設名	沖縄県民の森
指定管理者名	沖縄北部森林組合

※ 以下の確認事項に従い、指定管理者による確認結果欄の該当する箇所に○を付け、記入が必要な箇所については記入願います。

確認事項	指定管理者による確認結果																										
<p><b>1 労働条件の明示</b> 労働契約を締結するに当たり、労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を労働者に対し明示していますか。この場合において、労働時間、賃金等に関する事項について書面を交付していますか。</p> <p>労働契約の締結時には、パートタイム労働者を含むすべての労働者に対し労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を明示しなければなりません。特に、労働契約期間、有期労働契約を更新する場合の基準、始業・終業の時刻、所定時間外労働の有無等、約定賃金の決定、計算、支払の方法及び賃金の締切り、支払の時期等、退職(解雇の事由を含む。))については、書面を交付しなければなりません[労働基準法(以下「法」といいます。)第15条]</p>	就業規則、労働条件通知書を交付して労働条件全般について明示している	労働条件全般について口頭で明示するとともに、労働時間、賃金等に関する事項については書面を交付している	労働条件全般について口頭で明示しているが、書面の交付はしていない	労働時間、賃金等の労働条件の一部についてのみ口頭で明示している	労働契約締結時には明示していない																						
	①	2	3	4	5																						
	(3～5については、改善が必要です)																										
<p><b>2 就業規則</b> 就業規則(労働時間、休日、休憩、休暇、賃金の定め方及び支払方法、退職(解雇の事由を含む。))等、労働条件の具体的細目を定めた規則を作成していますか。また就業規則の内容が実際の勤務の状況に合っていますか。</p> <p>常時10人以上の労働者(パートタイム労働者を含む。)を使用する事業場では、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長へ届け出なければなりません(法第89条) また、常時各作業場の見やすい場所への掲示、備付け、書面の交付又は電子機器の設置等により労働者に周知させなければなりません(法第106条)</p>	常時使用する労働者は10人未満である。	常時使用する労働者が10人以上である																									
		作成して監督署に届け出てあり、内容も実情に合っている	作成して監督署に届け出てあるが、内容が実情に合っていない	作成してあるが、監督署に届け出ていない	作成していない																						
	1	②	3	4	5																						
	(3～5については、改善が必要です)																										
<p><b>3 所定休日</b> 所定休日をどのように定めていますか。</p> <p>休日は少なくとも毎週1日又は4週間を通じ4日を与えなければなりません(法第35条)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">週休2日制</th> <th colspan="2">週休1日制</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <th>完全(毎週)</th> <th>月3回</th> <th>隔週</th> <th>月1～2回</th> <th>週1日</th> <th>4週4日</th> <th>4週3日以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> </tbody> </table>						週休2日制				週休1日制		その他	完全(毎週)	月3回	隔週	月1～2回	週1日	4週4日	4週3日以下	①	2	3	4	5	6	7
週休2日制				週休1日制		その他																					
完全(毎週)	月3回	隔週	月1～2回	週1日	4週4日	4週3日以下																					
①	2	3	4	5	6	7																					
	(7については、改善が必要です)																										

<p>4 年次有給休暇 年次有給休暇についてはどのように取り扱っていますか。</p> <p>年次有給休暇は、6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8割以上を出勤した労働者については10労働日、以降1年ごとに付与日数を増加しなければなりません(法第39条)</p>	<table border="1"> <tr> <td>法定どおりの年次有給休暇を与えている</td> <td>年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている</td> <td>年次有給休暇を与えていない</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です)</p> <p>※年次有給休暇の法定の付与日数表(週所定労働日数が5日以上、又は、週所定労働時間が30時間以上の労働者の場合。)</p> <table border="1"> <tr> <td>勤続年数</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> <td>2.5</td> <td>3.5</td> <td>4.5</td> <td>5.5</td> <td>6.5以上</td> </tr> <tr> <td>付与日数</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>16</td> <td>18</td> <td>20</td> </tr> </table> <p>※なお、月30時間未満の労働者は比例付与することとされています。</p>	法定どおりの年次有給休暇を与えている	年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている	年次有給休暇を与えていない	①	2	3	勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上	付与日数	10	11	12	14	16	18	20
法定どおりの年次有給休暇を与えている	年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている	年次有給休暇を与えていない																					
①	2	3																					
勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上																
付与日数	10	11	12	14	16	18	20																
<p>5 健康診断 定期健康診断を実施していますか。</p> <p>常時使用する労働者については、年1回定期的に健康診断を行わなければなりません(労働安全衛生法第66条)。 なお、深夜業を含む業務等に常時従事する労働者に対しては6月以内ごとに1回定期的に健康診断を行わなければなりません(労働安全衛生規則第45条)</p>	<table border="1"> <tr> <td>毎年1回以上定期的に行っている</td> <td>年によって行ったり行わなかったり一定しない</td> <td>行ったことがない</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> </table> <p>(2、3については、改善が必要です)</p>	毎年1回以上定期的に行っている	年によって行ったり行わなかったり一定しない	行ったことがない	①	2	3																
毎年1回以上定期的に行っている	年によって行ったり行わなかったり一定しない	行ったことがない																					
①	2	3																					
<p>6 最低賃金 地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。</p> <p>なお、地域別最低賃金には次の賃金は含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)</li> <li>② 1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)</li> <li>③ 所定外・休日・深夜の労働に対して支払われる割増賃金</li> <li>④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>支払っている</td> <td>支払っていない</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> </table> <p>(2については、改善が必要です。)</p> <p>【支払う賃金(A)と地域別最低賃金(B)の比較方法】</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1"> <tr> <td>時間によって定められた賃金(時間給)</td> <td>+</td> <td>日、週、月等によって定められた賃金</td> <td>÷</td> <td>当該期間における所定労働時間数(日、週、月によって所定労働時間が異なる場合には、それぞれ1週間、4週間、1年間の平均所定労働時間数)</td> <td>≧</td> <td>地域別最低賃金(時間額)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(A)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(B)</td> </tr> </table> </div>	支払っている	支払っていない	①	2	時間によって定められた賃金(時間給)	+	日、週、月等によって定められた賃金	÷	当該期間における所定労働時間数(日、週、月によって所定労働時間が異なる場合には、それぞれ1週間、4週間、1年間の平均所定労働時間数)	≧	地域別最低賃金(時間額)	(A)						(B)				
支払っている	支払っていない																						
①	2																						
時間によって定められた賃金(時間給)	+	日、週、月等によって定められた賃金	÷	当該期間における所定労働時間数(日、週、月によって所定労働時間が異なる場合には、それぞれ1週間、4週間、1年間の平均所定労働時間数)	≧	地域別最低賃金(時間額)																	
(A)						(B)																	
<p>7 割増賃金 時間外労働・休日労働又は深夜労働を行わせた場合に、その時間に対する割増賃金は、どのように支払っていますか。</p> <p>法定労働時間を超える時間外労働については、2割5分以上、法定休日における休日労働については3割5分以上、深夜労働(午後10時から翌日午前5時の間の労働をいいます。)については2割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません(法第37条)。</p> <p>※割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入しません。</p>	<p>時間外労働・深夜労働について</p> <table border="1"> <tr> <td>2割5分以上の割増率にしている</td> <td>2割5分未満の割増率にしている</td> <td>時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p> <p>休日労働について</p> <table border="1"> <tr> <td>3割5分以上の割増率にしている</td> <td>3割5分未満の割増率にしている</td> <td>休日労働をさせているが、支払っていない</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p>	2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない	①	2	3	3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない	①	2	3										
2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない																					
①	2	3																					
3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない																					
①	2	3																					



8 雇用保険の加入について

確認事項	従業員数	うち雇用保険 加入従業員数	うち雇用保険 未加入従業員数
当該指定管理施設で勤務する従業員の雇用保険加入状況	14	13	1

確認事項	指定管理者による具体的な取組内容
従業員の雇用保険加入に関する取組	加入手続き、保険料納付は当組合で事務手続きを行っている。

確認事項	未加入とする理由
従業員に雇用保険未加入者がいる場合の未加入理由	別の会社で加入しているため。

※調査対象となる従業員は、雇用形態(正社員、派遣社員、契約社員、パートタイマー等)に関わらず、当該指定管理施設において指定管理者と雇用契約を結ぶ指定管理業務にもつぱら従事する従業員(平成29年3月末における業務全体のうち、当該業務の割合が概ね50%以上の従業員)となります。

9 健康保険・厚生年金保険の加入について

確認事項	従業員数	うち健康保険 加入従業員数	うち健康保険 未加入従業員数	うち厚生年金保険 加入従業員数	うち厚生年金保険 未加入従業員数
当該指定管理施設で勤務する従業員の健康保険・厚生年金保険加入状況	14	8	6	8	6

確認事項	指定管理者による具体的な取組内容
従業員の健康保険・厚生年金保険加入に関する取組	加入手続き、保険料納付は当組合で事務手続きを行っている。

確認事項	未加入とする理由
従業員に健康保険・厚生年金保険未加入者がいる場合の未加入理由	加入要件に該当していない

※調査対象となる従業員は、雇用形態(正社員、派遣社員、契約社員、パートタイマー等)に関わらず、当該指定管理施設において指定管理者と雇用契約を結ぶ指定管理業務にもつぱら従事する従業員(平成29年3月末における業務全体のうち、当該業務の割合が概ね50%以上の従業員)となります。